

# NPO法人 白市町家保存会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 白市町家保存会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県東広島市高屋町白市1080番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島県東広島市高屋町白市地区の住民に対して、町家の保存、白市の歴史的文化遺産の発信に関する事業を行い、次世代に継承するまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 白市町家の保存、再生及び活用事業
  - ② 地域の歴史文化の普及・啓発、まちづくり推進、環境保全事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、援助を行う個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人以上を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終了するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

#### (開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名（記名押印）しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名（記名押印）しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、法人のホームページに掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

## 第10章 細則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	伊原 聡子
副代表理事	天野 誠
副代表理事	児玉 英司
理事	伊原 正樹
同	岩田 美樹
同	小田 信彦
同	福村 昌生
同	山土 博三
同	山下 成秋
監事	大星 篤志
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員（個人）	入会金	0円	年会費	0円
(2)	正会員（団体）	入会金	0円	年会費	0円
(3)	賛助会員（個人）	入会金	0円	年会費	1,000円
(4)	賛助会員（団体）	入会金	0円	年会費	1,000円
(5)	ボランティア会員（個人）	入会金	0円	年会費	0円
(6)	ボランティア会員（団体）	入会金	0円	年会費	0円



役員名簿

NPO 法人白市町家保存会

役職名	(ふりがな) 氏名	住所	報酬の有無
代表理事	いはら まこと 伊原 聡子	[Redacted]	無
副代表理事	あまの まこと 天野 誠		無
副代表理事	こだま えいじ 児玉 英司		無
理事	いはら まさき 伊原 正樹		無
理事	いわた みき 岩田 美樹		無
理事	おだ のぶひこ 小田 信彦		無
理事	ふくむら まさき 福村 昌生		無
理事	やまど ひろみ 山土 博三		無
理事	やました なりあき 山下 成秋		無
監事	おおほし あつし 大星 篤志		無

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

広島県東広島市高屋町白市は、古くから交通の要衝として栄え、三次、久井とともに江戸時代の初め頃から牛馬市が開かれ、歌舞伎、サーカスが上演されていました。現在も、瀬戸内で最も古い建築の一つ、国指定重要文化財の旧木原家住宅をはじめ、江戸、明治、大正、昭和の町家や赤瓦の建物が残り歴史と文化を語っています。2018年、伊原家住宅（大正時代）、2022年、旧保手濱家住宅（明治時代）と旧大藤家住宅（江戸から昭和時代）が有形文化財に登録され、地域の歴史遺産となっています。

1990年代から地元有志による「白市の文化を考える会」が「白市歌舞伎」を復活したり、「白市景観形成委員会」が白市の景観保全への取り組みをして、まちづくり活動をしてきました。しかし、過疎化の波には勝てず、高齢化がさらに進み、空き家が増え続けています。

そこで当団体は、SNS等での情報発信、講演会、イベント、ワークショップを開催し、歴史と文化のまち白市を広く知ってもらおうと同時に、古い民家、文化財等の歴史遺産を保存、再生、活用しながら地域の活性化を考える取り組みを進めます。地域の老若男女が交流し、学びあえる住民参加の活動が、点から線に、さらに面に広がり、当地域の歴史、文化、魅力を伝え、地域遺産をよりよい形で次世代に継承していきたいと思えます。

今回、法人格を必要とするのは、当団体の活動や事業をより地域に定着させ、継続的に推進していくことと、活動範囲を広げるためには、他地域の行政、関連団体との連携も深めていくことが必須のことから、社会的に認められる組織にしていくためです。また、多くの市民の方々に参加していただくことが重要との点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適と考えました。これによって、将来的に白市地区の文化財、まちなみの保存・活用、歴史文化の伝承や環境保全に関わるさまざまな事業を広く展開することができるようになり、地域社会に広く貢献できると考えます。

## 2 申請に至るまでの経過

令和5年8月頃～ 任意団体 白市町家保存会としてホームページ、SNSを開設  
令和5年10月 「白市町家歩き」講演会を開催  
令和6年1月 東広島市教育委員会主催の白市でのユニークベニュー「町家美術館」  
に併せて「しらいち町家アートフェス」を開催  
令和6年5月26日 NPO法人白市町家保存会の設立総会を開催

令和 6 年 5 月 27 日

NPO法人 白市町家保存会

設 立 代 表 者

伊原 聡子

# 令和6（2024）年度事業計画書

NPO法人 白市町家保存会

## 1 事業実施の方針

イベントやワークショップを通して、市民の文化財保存・活用への関心を促し、地図、パンフレット作成により地域の魅力を市内外の人々に広く情報発信する。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益者の範囲と予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
白市町家に関する保存、再生、活用事業	①しらいち町家アートフェス	11月	白市	10人	東広島市内外 2000人	500
	②ひな祭り白市探訪	3月	白市	5人	市内外500人	100
地域の歴史文化の普及・啓発、まちづくり推進、環境保全事業	①白市町家に関するセミナー・講演	年2回	白市	5人	各回約40人 通年延べ80人	100
	②ホームページ情報発信	通年	白市	2人	不特定多数	20
	③多言語地図案内板作成	通年	白市	5人	不特定多数	280
	④水場の修復	通年	白市	5人	不特定多数	50

# 令和7（2025）年度事業計画書

NPO法人 白市町家保存会

## 1 事業実施の方針

白市住民の交流の場として、白市むしろ鳥居まつり、しらいち町家アートフェスを恒例行事として定着させる。

白市の歴史、文化を後世に伝えるために郷土史を編纂する。

東広島市、広島県の大学、研究機関と提携を深め、文化財の活用をともに考える。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益者の範囲と予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
白市町家に関する保存、再生、活用事業	①白市むしろ鳥居祭り	5月	白市	10人	東広島市500人	480
	②しらいち町家アートフェス	11月	白市	10人	東広島市内外 2000人	380
	③ひな祭り白市探訪	3月	白市	5人	市内外500人	80
地域の歴史文化の普及・啓発、まちづくり推進、環境保全事業	①白市町家に関するセミナー・講演	年4回	白市	5人	各回約40人 通年延べ160人	196
	②子ども向けスケッチ会	年1回	白市	3人	子ども20人	60
	③ホームページ情報発信	通年	白市	2人	不特定多数	20
	④郷土史編纂	通年	白市	5人	不特定多数	100
	⑤水場の修復	通年	白市	5人	不特定多数	10
	⑥散策路の整備	通年	白市	5人	不特定多数	20

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和7(2025)年3月31日まで  
 NPO法人 白市町家保存会

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費@1,000円×20人	20 000	
ボランティア会員	0	20 000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	180 000	
施設等受入評価益	0	180 000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	720 000	
受取公共補助金	200 000	920 000
4. 事業収益		
白市町家に関する保存、再生、活用事業	50 000	
地域の歴史文化の普及・啓発、まちづくり推進、環境保全事業	0	50 000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1 170 000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
アルバイト人件費	50 000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	50 000	
(2) その他経費		
講師謝礼金	140 000	
団体謝礼金	50 000	
会議費	130 000	
旅費交通費	150 000	
通信費	50 000	
消耗品費	50 000	
備品購入費	10 000	
原材料費	160 000	
印刷製本代	50 000	
会場使用料及び賃借料	60 000	
光熱水道費	15 000	
雑費	135 000	
その他経費計	1 000 000	
事業費計		1 050 000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
アルバイト人件費	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	20 000	
旅費交通費	10 000	
印刷製本代	20 000	
通信費	11 300	
水道光熱費	20 000	
業務委託費	10 000	
消耗品費	15 000	
雑費	13 700	
その他経費計	120 000	
管理費計		120 000
経常費用計		1 170 000
当期経常増減額	0	
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額	0	
設立時正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	0	0

令和7(2026)年度 活動予算書  
 令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで  
 NPO法人 白市町家保存会

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費@1,000円×20人	20 000	
ボランティア会員	0	20 000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	280 000	
施設等受入評価益	0	280 000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	800 000	
受取公共補助金	250 000	1 050 000
4. 事業収益		
白市町家に関する保存、再生、活用事業	50 000	
地域の歴史文化の普及・啓発、まちづくり推進、環境保全事業	50 000	100 000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1 450 000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
アルバイト人件費	100 000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	100 000	
(2) その他経費		
講師謝礼金	230 000	
団体謝礼金	80 000	
会議費	110 000	
旅費交通費	280 000	
通信費	10 000	
消耗品費	6 000	
備品購入費	0	
原材料費	100 000	
印刷製本代	280 000	
会場使用料及び賃借料	120 000	
光熱水道費	30 000	
雑費	0	
その他経費計	1 246 000	
事業費計		1 346 000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
アルバイト人件費	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	10 000	
旅費交通費	20 000	
印刷製本代	20 000	
通信費	10 000	
水道光熱費	20 000	
業務委託費	20 000	
消耗品費	4 000	
雑費	0	
その他経費計	104 000	
管理費計		104 000
経常費用計		1 450 000
当期経常増減額	0	
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	0	
設立時正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	0	0